

# 新型コロナウイルス感染症対策 市民生活へ早急な支援と対策を

5月臨時会  
5月15日

第1回臨時会では、「市長、副市長、教育長の給料及び期末手当の額の特例に関する条例」など市長提出の9議案と議員提出の1議案を採決した結果、原案のとおり総員で承認・可決しました。

## 主な議案審議

◆市長、副市長、教育長の給料及び期末手当の額の特例に関する条例

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市内経済への影響を鑑み、6月1日から8月31日までの間、市長などの給料を減額するもの

◆減額による影響額は。  
A 給料が約170万円、期末手当が約144万円、共済組合負担金が約7万円であり、合計321万円の減額を見込んでいる。給料と期末手当の減額の内訳は、市長が約161万5千円、副市長が約90万5千円、教育長が約62万4千円となる。

## ◆国民健康保険条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症に感染等の被用者に傷病手当金を支給するもの

◆傷病手当金の支給対象となる被用者の範囲は。  
A 所得税法第28条第1項に規定する給与所得者が対象となる。一方、個人事業主やフリーランスは、原則は事業所得であるため支給対象外であるが、確定申告書などで給与所得であることが確認できれば支給対象となる。  
◆仕事を休んでから3日を経過した日から傷病手当金を支給する理由は。  
A 健康保険法の支給基準

に準じ、当初の3日間は、有給休暇などを利用しての療養が可能だが、4日目以降も就労できない状態が続けば、その後の生活に影響を及ぼす収入の減少につながることも考えられることから、傷病手当金の支給対象となる。また、不正な申請を防止する観点からも、当初の3日間は支給しない。

## ◆令和2年度一般会計補正予算(第1号)(専決処分)

◆特別定額給付金と子育て世帯臨時特別給付金とは、所得税など課税の対象となるのか。また、その他の給付金の課税はどうか。  
A 特別定額給付金と子育て世帯臨時特別給付金とも、所得税は非課税となる。

その他の給付金は、所得税法上、支援対象者や目的で課税関係が異なり、生活困窮者住居確保給付金などの個人の家計を支援する給付金は非課税、持続化給付金や雇用調整助成金などの事業者を支援する給付金は課税対象となる。  
また、市が独自に行う事業で、「コロナに負けない！ひとり親子育て応援金」は、児童扶養手当受給者を支援するための給付金であることから非課税、一方で、「コロナに負けない！さやまの事業者応援金」は、個人事業主や小規模事業者などを支援するための給付金のため、課税対象となる。



## ◆国民健康保険条例の一部改正(専決処分)

◆5割軽減と2割軽減の対象が拡大されたが、対象となる世帯数と保険料への影響額は。

A 5割軽減が63世帯、2割軽減は56世帯の増加を見込んでいる。影響額は、5割軽減世帯の軽減増が約162万円、2割軽減世帯の軽減増が約60万円、合計で約222万円である。

## ◆令和元年度介護保険特別会計補正予算(第4号)(専決処分)

◆令和元年に発生した台風第19号で被災した方の介護保険料の減免額と内容は。  
A 居住する住宅の半壊が1名、床上浸水が7名で、減免相当額は、7万6千円。元年10月から2年3月までの6ヵ月分の介護保険料の2分の1の減免を実施した。

## 議員提出議案

◆新型コロナウイルス感染症対策の拡充を求める決議  
《可決》  
詳細は14ページ  
提出議員 田村 秀二

# 感染症の対策費用に充てるため、政務活動費を半減 議員提出による条例案を可決



6月定例会  
6月5日～6月23日  
第2回定例会では、「一般会計補正予算」など、14議案が市長から提出され、採決した結果、原案のとおり承認・同意・可決しました。また、議員提出議案「狭山市議会政務活動費の特例に関する条例」が提出され、可決しました。

## 議員提出議案

◆狭山市議会政務活動費の特例に関する条例《可決》  
詳細は14ページ  
提出議員 齋藤 誠

新型コロナウイルス感染症の対策費用に充てるため、政務活動費を削減する条例を制定するもの

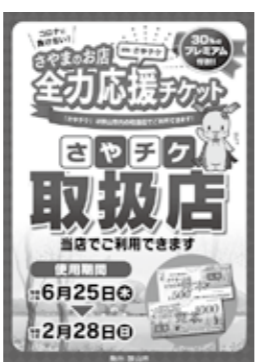
## 主な議案審議

◆令和2年度一般会計補正予算(第3号)(専決処分)  
◆さやまのお店全力応援チケット事業で期待される効果は。  
A 応援チケットの発券総

額である2億6千万円が市内で消費される経済効果のほか、応援チケットの入手がきっかけとなり、新たな需要が喚起される経済効果として、発券総額2億6千万円のおよそ30%から35%、金額にして8千万円から9千万円の消費を押し上げると考えている。

◆経済対策にプレミアム付き商品券を選んだ理由は。  
A 5月25日の緊急事態宣言の解除後、消費活動の回復が予想されるため、このタイミングで市内事業者への消費を喚起し、持続的な消費活動を通じて経済活動をいち早く回復させる必要があり、特に、地域に密着し

た事業者などの支援を念頭においた。この応援チケットの入手をきっかけに、新たな需要の喚起による波及効果も見込まれる応援チケット事業を実施しようとするもの。



取り扱いは店頭ポスターが目印です

◆さやまのお店全力応援チケットの具体的な内容は。  
A 額面と販売価格は、1千円券が10枚、500円券が6枚で1セット当たり1万3千円分のチケットを1万円で購入する。  
◆申込みと販売方法は、インターネットによる先着制の販売とはがきによる抽せん制の販売を行う。  
◆使用期間は、令和2年6月25日から3年2月28日までの約8ヵ月間である。

## ◆事務手数料条例の一部改正 法律の改正に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するもの

◆個人番号通知カードの再交付が廃止された経緯は。  
通知カードの紛失などで個人番号が必要な場合はどのようにすればよいのか。  
A 国は、通知カードをマイナンバーカード取得までの間の暫定的な措置とし、社会全体のデジタル化を進める観点から、デジタル技術を活用した行政運営の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化に向けて、電子証明書が搭載されたマイナンバーカードへの移行を促すために、通知カードの廃止に至った。

◆通知カードの紛失などで個人番号が必要な場合は、マイナンバーが記載された住民票を取得していただく。

